

東京医療保健大学大学院看護学研究科カリキュラム委員会規程

(設置)

第1条 大学院看護学研究科のカリキュラム等について検討を行うことにより、教育の質的向上を図るとともに、大学院看護学研究科の取り組み全般についての企画・運営・実行を進めることを目的に、大学院看護学研究科カリキュラム委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 看護学研究科教授会において任命する教職員。
- (2) 研究科長は必要に応じて出席することができる。
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 研究科のカリキュラムに関すること。
- (2) 研究科の実習に関すること。
- (3) その他。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、看護学研究科教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 原則として、月1回開催する。

附則

本規程は平成22年12月8日から施行する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。